別　　添
別　　添

生活交通確保のための取組み

地　域　協　議　会

・生活交通の確保が困難と認められる地域において都道府県が主催
・その他、国、関係地方公共団体、事業者を中心に構成

確保すべき生活交通のサービス水準の検討

・真に必要なバス路線の見極め
・運行ルート、運行回数、運行時刻
・輸送の形態（小型バス、乗合タクシー等）

生活交通の確保手段の検討

・バス事業者の経営情報の開示及びその検証
・サービス提供者の検討
・路線バスによることが困難な場合におけるスクールバス、福祉バス等の活用

地域の実情に応じた生活交通の確保方策の決定

地域協議会で決定したサービス水準による運行を確実に遂行できる事業者
→　決定された内容による運行に必要な費用について、当該決定を踏まえた都道府県・市町村の補助を受けつつバス輸送を実施

地域協議会の決定を踏まえ、乗合タクシーやスクールバス、福祉バス等の行政バスを活用
→　都道府県・市町村の補助や市町村の自主運行により対応

国は広域的・幹線的なバス路線について地方公共団体に対して補助を実施

都道府県・市町村が行う生活交通確保のための措置の財源については必要な措置を講じる